

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

一 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(持株会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>4 (略)</p>	<p>(持株会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>（報告書の提出を要しない場合） 第三十条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。</p> <p>（重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれ</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合） 第三十条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>（新設）</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。</p> <p>（重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれ</p>

かに該当する会社をいう。

一 (略)

二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 (略)

2 前項第四号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。

一 (略)

二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合

かに該当する会社をいう。

一 (略)

二 前号の会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

(新設)

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 (略)

2 前項第四号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。

一 (略)

二 前号の会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

(新設)

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合

において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者である会社又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者である会社又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。